

# ARKNET 通信

皆様 平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

暑い夏が過ぎ、秋の兆しが色濃くなってまいりました。朝晩の涼しさは大変気持ちよく、身体を動かすには最高の季節ですが、すでに今年も3分の2が過ぎてしまったことを考えると、寒い冬がもうすぐそこまで来ているようです。

世界を見渡しますとウクライナ情勢でのロシア問題、イスラエルのシリア空爆などで緊張する中東問題、中国や隣国韓国との領有権問題、さらには北朝鮮のミサイル発射実験など、国際情勢の不安な問題があちこちで勃発しています。政治、経済、宗教などその紛争の原因は単純に割り切れませんが、まずは『人命が第一、そして共存』が人類に課せられた責任ではないでしょうか。環境変化が地球規模で起こっているとすれば、人間の力ではどうすることもできないかもしれません。しかしながら、少しでもその変化を遅らせることができるなら、その努力は惜しまないつもりです。

税理士法人アークネット  
代表社員 野呂伸一郎

2014.9.30—秋号 (第13号)

税理士法人アークネット  
静岡市葵区紺屋町11-13



雨上がり。東京杉並にて

## What's New

### 【平成25年分国外財産調書制度】 国税庁

制度創設初年度にあたる今年、初の国外財産の保有について調査を行いその結果が公表されました。5千万円を超える財産を所有している人を対象に調査が行われ、総提出件数5,539件、総財産額は約2兆1千億円となりました。

財産の内訳は、有価証券が1位で1兆5千億円、2位は預貯金で3,770億円、3位が建物で1,852億円、続いて土地(821億円)貸付金(699億円)という結果となったようです。

注目すべき点は、国外財産調書が自主申告を前提としながらも、27年以降は申告漏れにつき『過少申告加算税』が課されたり、虚偽記載や未提出の場合には1年以内の懲役又は50万円以下の罰金が課されるということです。5千万円前後の方は十分注意してください。

### 【平成27年度税制改正要望】

経済産業省：法人実効税率を数年で20%台へ。

中小企業庁：事業継承税制の拡充

国土交通省：住宅取得資金贈与の非課税枠を最大3,000万円へ引き上げ

厚生労働省：医療に係る消費税の課税のあり方で、医療関係者の仕入税額等の負担軽減

環境省：太陽光発電設備等の孫への贈与に係る非課税措置の創設

文部科学省：教育資金一括贈与の非課税特例の延長・拡充

金融庁：「ジュニアNISA」の創設

年末の税制改正大綱に向け、9月以降に議論されることになっています。

# 相続税及び贈与税の税制改正の確認

平成25年度税制改正による相続税・贈与税の改正期日(平成27年1月1日)が迫ってきました。  
 来年1月1日以降の相続税・贈与税の主な改正事項は以下の通りです。

## I 相続税関係の主な改正点

- ①遺産に係る基礎控除の引き下げ
- ②相続税の累進税率の引上げ
- ③未成年者・障害者の控除額引き上げ
- ④小規模宅地の特例 特定居住用宅地等の限度面積拡大

## II 贈与税関係の主な改正点

- ⑤相続時精算課税の対象者拡大
- ⑥暦年課税の贈与税の税率構造の変更

## 相続税計算の流れ

法定相続人 配偶者 子 2人のケース 今回改正関連部に丸数字

### 1、遺産総額の計算



### 2、基礎控除分を除く



### 3、法定相続分に分けて相続税総額を計算



### 超過累進税率による計算

②

### 相続税の総額

### 4、実際に取得した財産の割合により各人の税額を計算



今回は、これらの中から①と④について確認をしたいと思います。

### ①基礎控除の引き下げについて

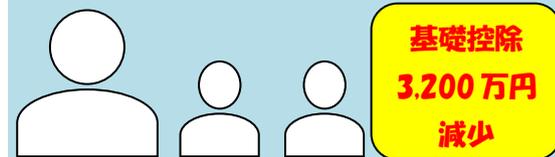
今回の改正で、最も影響が大きいのは①の基礎控除引き下げです。下表のとおり大幅に基礎控除が減額されます。すべての相続に関係する非常に重要な改正になっています。

【従前】

$$5,000 \text{ 万} + (1,000 \text{ 万} \times \text{法定相続人の数})$$

【改正後】

$$3,000 \text{ 万} + (600 \text{ 万} \times \text{法定相続人の数})$$



(例)配偶者 + 子 2人の場合の基礎控除  
 【改正前】5,000 万 + 3,000 万 = 8,000 万  
 【改正後】3,000 万 + 1,800 万 = 4,800 万

### 改正後の納税額試算

相続財産	相続税額		
	従前	改正後	差額
6000 万	0	60 万	+60 万
1 億円	100 万	314 万	+214 万
2 億円	950 万	1,350 万	+400 万
3 億円	2,300 万	2,860 万	+560 万
5 億円	5,850 万	6,555 万	+705 万

改正後は納税額が増加します！！

#### ④小規模宅地の特例改正点

相続により取得した事業用や居住用の宅地のうち、一定のものについて、評価額を 50%または 80%減額できる特例の改正です。

- ・ 特定居住用の限度面積が 240 m<sup>2</sup>⇒330 m<sup>2</sup>に拡大
- ・ 特定居住用と特定事業用の両方の対象地があった場合、一定の調整計算を行い合計 400 m<sup>2</sup>までが適用可能だったものが合計 730 m<sup>2</sup>まで適用対象面積が拡大。

一定要件を満たした場合、最大 730 m<sup>2</sup>までの土地の評価が 80%減額できるようになります。

通常の相続税評価を行い、財産の額が基礎控除を超えていたとしても、この小規模宅地の特例により相続税の納税は無しになるケースも多いと思われます。

#### 小規模宅地の特例の改正一覧

	減額割合	限度面積		適用最大面積	
		従前	改正後	従前	改正後
特定居住用等	80%	240 m <sup>2</sup>	330 m <sup>2</sup>	一定の調整計算による	特定事業用等 400 m <sup>2</sup> +特定居住用 330 m <sup>2</sup>
特定事業用等	80%	400 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>		
貸付事業用	50%	200 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>		
適用最大面積				400 m <sup>2</sup>	730 m <sup>2</sup>

※ただし、この特例を受けるためには、原則として「法定期限内（相続から 10 ヶ月以内）に特例を使用する旨を記載した申告書を提出する必要」があります。

小規模特例を使って計算した結果、相続税の納税額が出ない場合でも、申告書の提出は必要です。また特例適用にはいくつかの要件がありますので、事前にご確認ください。



国税庁発表の統計で、相続税申告書が提出された割合は、平成 23 年全死亡者数の 4.1%となっています。

1 年間に亡くなられた方の 100 人に 96 人は関係のなかった相続税申告ではありますが、来年 1 月 1 日以降の相続では申告割合が 7%~8%弱くらいになるのではないかとされています。特に不動産評価額の高い都市部の地域は、割合が跳ね上がることが予想されます。

1 戸建ての家と子供たちが成人するまでに必要な教育資金と生活費、これまでは不幸にも大黒柱を失ってしまったご家庭でも何とかそれまでと同様の生活を維持することができたのに、来年以降では家やマンションを売却したり、納税のための資金を借りなければならないかもしれません。

これまで以上に身近になる相続税の問題ですが、最も大切な対策は「生前対策」なの言うまでもありません。

いざ相続が発生してからできる相続税対策は非常に限られています。

遺言書・養子縁組・贈与など、生前でも本人の意思能力がないと実行できない対策もありますし、申告の後の税務調査において、対策当時の意思能力の有無が問題になるケースもあります。元気なうちの対策が大切です。

相続税申告が必要になるのかどうか、まずは事前に試算をしてください。私どもアーケネットでは相続税・贈与税対策室を設置し、簡易な試算から具体的な対策実行まで皆様のご希望を承っております。(財産内容により報酬は変動します) お気軽にご相談ください。



### 実録：税務調査の実態（2）

税務署が毎年のようにくる会社もあれば、ここ10年くらい来ていないという会社もあります。調査するかしないか、その判断は税務署員の判断に任されています。毎年提出されてくる決算書、税務申告書を眺めて、そろそろかな～という感じを持つと調査開始です。赤字や繰越欠損金が多い場合には法人税の調査をしても税額に影響がないので、消費税中心の調査になることもあります。また、源泉所得税の調査に重点を置く場合もあります。印紙税は規模の大きな会社は別として、『ついで』に見ていくというケースが多いようです。

さて、税務調査の当日、会社が用意するものといえば、最低3期分の

- ①総勘定元帳
- ②売上関係の請求書綴り
- ③経費関係の請求書・領収証綴り
- ④給与台帳・労働者名簿

です。

会計以外の情報としては

- ①組織図
- ②会社のパンフレット
- ③製品・商品の説明書や価格表
- ④取締役会議事録・株主総会議事録等
- ⑤売買、賃貸等の契約書

を要求されることがあります。

これらの書類が揃っているか事前に確認しておきましょう。特に⑤の契約書については印紙が貼られているか確認してください。

関連会社やグループ会社間の取引では契約書の作成を失念してしまうケースが散見されます。『あとで』ではなくその場で作成することを心がけてください。

（続く）

### ～～ぼやき～～

暑い暑いと言っていた夏も一瞬にして様変わり。8月末から昼間の気温も21℃まで下がった。一月前は37℃もあったのに…

さて、今日は（原稿執筆時）9月1日。防災の日だ。ここ数年は（毎年のことながら）異常気象に見舞われて、大雨による洪水、土砂崩れ、そして体温を超える猛暑。

今朝のテレビで「防災グッズ」の話題が取り上げられていたが、我が家でも水や缶詰など物置に放り込んである。テレビでは最新鋭の機械を紹介していた。人命救助のための検知器や、車いすにトランスフォームする自転車、そしてガンダムさながらの乗り込み可能なロボット等々…

そんな時、ふとロス五輪の開幕式だったか、背中にロケットを背負った人が空を飛ぶ景色がよみがえった。1984年のことだからもうかれこれ30年経っている。あのロケットなら今では相当進化してケガをしている人を抱きかかえて、ビュンと空を飛んで病院へ、などと言うことができるのではないだろうか。

いつ来るか判らない関東直下型地震や東南海地震に備えて、パニックにならないような精神鍛錬も必要なかもしれない。さし当たって今日は防災グッズの点検。たぶん今日の夕飯は期限切れの缶詰だろうな…

（野呂伸一郎）

# ARKNET

税理士法人アークネット

<http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

（西村会計事務所）

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811